

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○環境基準の水域類型の指定	(環境対策課)	一
○救急医療機関の認定	(医療政策課)	二
○普通肥料の検査結果の公表	(みやぎ米推進課)	二
○特殊肥料の検査結果の公表	(同)	三
○令和四年度牛伝染性リンパ腫の検査の実施	(家畜防疫対策室)	五
○令和四年度ブルセラ症及び結核の検査の実施	(同)	五
○令和四年度ヨーネ病の検査の実施	(同)	五
○令和四年度アカバネ病の検査の実施	(同)	六
○令和四年度伝達性海綿状脳症の検査の実施	(同)	六
○令和四年度豚熱の検査の実施	(同)	六
○令和四年度オースキー病の検査の実施	(同)	七
○令和四年度高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの検査の実施	(同)	七
○令和四年度牛カンピロバクター症、トリコモナス病、馬バラチフス、豚ブルセラ症の検査の実施	(同)	七
○令和四年度腐蝕病の検査の実施	(同)	七
○家畜伝染病予防法に基づく注射の実施	(同)	八
○保安林の指定の解除の予定	(森林整備課)	八
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	八
○道路の供用開始(三件)	(同)	九
○土地区画整理事業の換地処分届出(二件)	(都市計画課)	九

ページ

公 告

- 令和二年度個人情報保護条例の運用状況 (県政情報・文書課) 一〇
- 令和二年度情報公開条例の施行状況 (同) 一一
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (デジタルみやぎ推進課) 一三
- 開発行為に関する工事の完了(二件) (建築宅地課) 一三

告 示

○宮城県告示第四百四十三号
環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第二項の規定に基づき、水生生物の保全に係る環境基準の水域類型を次のとおり指定する。
令和四年三月十八日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 河川(湖沼を除く。)

水 域 の 名 称	水 域 の 範 囲	該 当 類 型	達 成 期 間
気仙沼湾	大川上流(館山大橋から上流岩手県境まで)	生物 A	イ
	大川下流(館山大橋より下流(神山川を含む。))	生物 A	イ
	鹿折川上流(金山橋より上流(流入する支川を含む。))	生物 A	イ
	鹿折川下流(金山橋より下流(流入する支川を含む。))	生物 A	イ
	面瀬川全域(流入する支川を含む。)	生物 A	イ
八幡川	八幡川上流(南三陸町上水道取水地点より上流(流入する支川を含む。))	生物 A	イ
	八幡川下流(南三陸町上水道取水地点より下流(流入する支川を含む。))	生物 A	イ
津谷川	津谷川上流(花見橋から上流岩手県境まで)	生物 A	イ
	津谷川下流(花見橋より下流(流入する支川を含む。))	生物 A	イ
阿武隈川	白石川上流(川原子沢合流点より上流)	生物 A	イ

白石川下流（川原子沢合流点より下流）	生物A	イ
荒川全域（白石川合流点まで（流入する支川を含む。））	生物A	イ
松川全域（白石川合流点まで（流入する支川を含む。））	生物A	イ
齋川全域（白石川合流点まで（流入する支川を含む。））	生物A	イ

二 湖沼（天然湖沼及び貯水量が一千万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が四日間以上である人工湖）

水域の名称	水域の範囲	該当類型	達成期間
七ヶ宿ダム貯水池	七ヶ宿ダム貯水池全域	生物A	イ

備考

- 一 該当類型の欄の記号の意義は、一にあつては昭和四十六年環境庁告示第五十九号（水質汚濁に係る環境基準について）別表2の1(1)イ、二にあつては同表1(2)ウの記号の例による。
- 二 達成期間の欄の記号「イ」とは、直ちに達成の意義である。

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要		備考
			項目	指摘事項	
副産動物質肥料	大成農材株式会社	エキタン有機	主成分1窒素全量		立入年月日 令和三年 十月二十八日
魚廃物加工肥料	大成農材株式会社	魚廃物加工肥料TNMG	主成分1窒素全量、りん酸全量、加里全量		立入年月日 令和三年 十月二十八日
副産動物質肥料	株式会社ミズホ	ミズホ液肥5号	主成分1窒素全量		立入年月日 令和三年 十月二十八日
副産石灰肥料	有限会社鈴きユウカンセ ンター	45・0カキ副産石灰松1号	主成分1アルカリ分	保証成分量不足 (アルカリ分)	立入年月日 令和三年 十一月二日
副産石灰肥料	有限会社シエルズ	かきパワー	主成分1アルカリ分		立入年月日 令和三年 十一月二日

○宮城県告示第百四十四号
救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。
令和四年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
国民健康保険川崎病院	川崎町大字前川字北原二十 三ー一	令和四年三月十七日	令和七年三月十六日

○宮城県告示第百四十五号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。
令和四年三月十八日

令和三年十月～令和三年十一月分

宮城県知事 村 井 嘉 浩

土壌改良資材入り指定混合肥料	株式会社丹勝	TK活力剤	主成分：窒素全量、りん酸全量、加里全量、石灰全量	令和三年十一月二日
----------------	--------	-------	--------------------------	-----------

(注) 一 分析結果及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るよう必要袋数(ばらの場合には、必要部位数)を抽出し、混合した試料一点について検査した結果である。
 二 分析検査の項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値と比較した結果である。

○宮城県告示第百四十六号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第七項の規定により、

特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

令和四年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

令和三年九月～令和四年二月分

堆肥	の特殊指定肥料名	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	届出名(及び商品名)	検査の結果							備考	
				窒素全量(%)	りん酸全量(%)	加里全量(%)	銅全量(mg/kg)	亜鉛全量(mg/kg)	石灰全量(%)	炭素窒素比		水分含有量(%)
株式会社丹勝	株式会社丹勝	株式会社丹勝	TK堆肥	一・七三	二・五〇	一・八五				一〇・五	八・八	令和三年十一月二日
高橋光浩	高橋光浩	高橋光浩	牛糞堆肥	〇・五六	〇・四二	〇・二二				一九・五	六四・一	令和三年十一月二日
株式会社秋保柴田牧場	株式会社秋保柴田牧場	株式会社秋保柴田牧場	堆肥	〇・六八	〇・五五	〇・八九				七・八	六七・〇	令和三年十一月一日
渡辺美美子	渡辺美美子	渡辺美美子	青野木牛堆肥	〇・五六	〇・四〇	〇・三八				八・九	七四・八	令和三年十一月一日
菅原利秋	菅原利秋	菅原利秋	堆肥	〇・六七	〇・四九	〇・九三				二八・四	四四・一	令和三年十月二十一日
プライフーズ株式会社	プライフーズ株式会社	プライフーズ株式会社	豚ぶん堆肥	二・七一	五・〇〇	一・九一	一八八	八六八		一〇・六	二四・六	令和三年十月十五日
関村清幸	関村清幸	関村清幸	たい肥	〇・五一	〇・六七	〇・七五				二九・三	六六・五	令和三年十月六日
農事組合法人しわひめスワイン	農事組合法人しわひめスワイン	農事組合法人しわひめスワイン	パワーコンポエース	三・九九	一一・四一	一・四八	五〇一	一三六一		五・四	二四・七	令和三年九月二十二日

堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥
高橋喜美子	渋谷重光	伊藤祐悦	赤間勝美	小野寺建一	株式会社栗原農場	平野信明	みやぎ登米農業協同組合	有限会社丸光畜産	佐藤良一	阿部耕太郎	城有限会社アグリテック宮	岡崎信治	白鳥昇一郎	伊藤哲夫
堆肥	牛ふん堆肥	堆肥	堆肥	たい肥	とんたくん	堆肥	有機肥料	有機特殊肥料	堆肥	堆肥	たい肥0831	たい肥	堆肥	堆肥
〇・九五	〇・二四	〇・四八	〇・三六	〇・六〇	三・八九	〇・六一	一・九二	二・九六	〇・六五	〇・三八	〇・四四	〇・四七	〇・九八	〇・七〇
〇・七一	〇・二五	〇・七六	〇・三三	〇・七八	五・三〇	〇・八三	三・五〇	三・九一	〇・三四	〇・六九	〇・四三	〇・三八	一・二二	一・〇三
一・五一	〇・二九	〇・二〇	〇・三〇	〇・七一	一・四四	一・五三	二・三三	二・一二	〇・三八	〇・九七	〇・四七	〇・五二	一・七六	一・〇〇
					二六四		七一・三	一八五						
					五〇八		三五一	三四九						
一三・八	五七・一	一三・八	三三・一	二四・八	六・四	一四・三	一五・一	八・八	一三・一	一九・二	三三・四	一六・九	一七・一	一三・二
五五・七	七〇・五	七五・二	七〇・一	六三・二	三〇・一	七五・五	一三・八	三〇・九	七三・二	七〇・九	六六・〇	七六・九	四四・五	六四・五
令和四年 一月三十一日	立入年月日 令和四年 一月三十一日	立入年月日 令和四年 一月三十一日	立入年月日 令和四年 一月三十一日	立入年月日 令和三年 十二月十日	立入年月日 令和三年 十二月七日	立入年月日 令和三年 十二月二日	立入年月日 令和三年 十一月三十日	立入年月日 令和三年 十一月三十日	立入年月日 令和三年 十一月三十日	立入年月日 令和三年 十一月三十日	立入年月日 令和三年 十一月十九日	立入年月日 令和三年 十一月十九日	立入年月日 令和三年 十一月十二日	立入年月日 令和三年 十一月四日

堆肥	有限会社みなとファーム	みなと堆肥1号	〇・八九	〇・六三	一・三三三			一二・三	五四・〇	立入年月日 令和四年 一月三十一日
堆肥	気仙沼市	もとよし有機	二・〇六	二・四一	四・六四	三八一		一四・一	二六・三	立入年月日 令和四年 二月十四日

備考 分析値は全て現物当たりの数値である。

○宮城県告示第百四十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和四年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

牛伝染性リンパ腫の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める牛

四 実施の期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査及び遺伝子検査

○宮城県告示第百四十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和四年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

ブルセラ症及び結核の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める牛

四 実施の期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領（令和三年三月五日付け二消安第五八〇〇号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）別紙一から別紙四までに規定する方法

○宮城県告示第百四十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和四年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

ヨーネ病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、角田市、七ヶ宿町、村田町、岩沼市、亘理町、大崎市（旧松山町、旧鹿島台町及び旧岩出山町の区域）、美里町、栗原市（旧高清水町及び旧一迫町の区域）、登米市（旧東和町、旧米山町及び旧南方町の区域）又は石巻市（旧牡鹿町の区域）で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）

2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛で、蔵王町、利府町、山元町、大衡村、大崎市（旧田尻町の区域）、加美町（旧宮崎町の区域）、色麻町、栗原市（旧築館町の区域）、登米市（旧中田町及び旧豊里町の区域）又は石巻市（旧河北町の区域）で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）

3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

4 1の牛と同一施設内で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛（生後二十四月未満のものを除く。）

5 共同牧野等に放牧する牛

6 その他家畜保健衛生所長が必要と認める牛

四 実施の期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第百五十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和四年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

アカバネ病の発生予察

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める牛

四 実施の期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第百五十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜（死体）の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和四年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生状況の把握

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜（死体）の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛の死体

四 実施の期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第百五十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和四年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

豚熱の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める豚及びいのしし

四 実施の期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家

畜保健衛生所長が指定する日
五 検査の方法

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和二年七月一日農林水産大臣公表）に規定する方法

○宮城県告示第百五十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和四年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

オースキー病の発生子防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める豚

四 実施の期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第百五十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和四年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生子防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家きん（飼養羽数が百羽以上（だちょうは十羽以上）の農場において飼育されているものに限る。）のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

四 実施の期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和二年七月一日農林水産大臣公表）に規定する方法

○宮城県告示第百五十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和四年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

牛カンピロバクター症、トリコモナス病、馬バラチフス及び豚ブルセラ病の発生子防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める牛、馬及び豚

四 実施の期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一、病性鑑定指針（平成二十七年三月十三日付け二十六消安第四千六百八十六号農林水産省消費・安全局長通知）及び種畜検査執務要領（平成十三年四月十六日付け十三独家七第二百十七号独立行政法人家畜改良センター理事長通知）に規定する方法

○宮城県告示第百五十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の

所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和四年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

腐蛆^{ヌメ}の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂（転飼及び定飼蜂群）のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

四 実施の期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

臨床検査及び細菌検査

○宮城県告示第百五十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生を予防するための注射（以下「注射」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、注射を受けるべき旨を命ずる。

令和四年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

豚熱の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める豚及びいのしし

四 実施の期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 注射の方法

豚熱ワクチンの皮下又は筋肉内注射

○宮城県告示第百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和四年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

名取市閑上字東須賀二の三六

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

二一 解除予定保安林の所在場所

名取市閑上字東須賀二の三八

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

三一 解除予定保安林の所在場所

名取市閑上字東須賀二の三六、二の三八

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

○宮城県告示第百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年三月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 越河角田線
三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
角田市角田字大沼無番地先から 同市角田字大沼無番地先まで		後	前	二五・二 二七・六	一三・七 一五・二	二二三・五	二二三・五

○宮城県告示第百六十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年三月十八日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道
二 路 線 名 仙台名取線
三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
名取市上余田字千刈田四番二地先から 同市上余田字千刈田四番三地先まで		後	前	九・七 一一・二	九・七 一一・一	一五・八	一五・八

○宮城県告示第百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年三月十八日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
県 道	白石柴田線	白石市白川津田字内堀無番地先から 同市白川津田字下谷地無番地先まで	令和四年 三月十八日

○宮城県告示第百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年三月十八日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
県 道	石巻女川線	石巻市魚町二丁目五番一〇地先から 同市魚町二丁目五番一〇地先まで	令和四年 三月二十四日

○宮城県告示第百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年三月十八日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
県 道	仙台名取線	名取市上余田字千刈田四番二地先から 同市上余田字千刈田四番三地先まで	令和四年 三月十八日

○宮城県告示第百六十四号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第一百三十三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

令和四年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 土地区画整理事業の名称
石巻広域都市計画事業石巻市中央二丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業
 - 二 施行者の名称
石巻市
 - 三 事務所の所在地
石巻市穀町十四番一号
 - 四 換地処分の年月日
令和三年十二月十三日
- 宮城県告示第百六十五号
- 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。
- 令和四年三月十八日

- 一 土地区画整理事業の名称
石巻広域都市計画事業石巻市湊東地区被災市街地復興土地区画整理事業
- 二 施行者の名称
石巻市
- 三 事務所の所在地
石巻市穀町十四番一号
- 四 換地処分の年月日
令和三年十二月十七日、令和三年十二月二十一日、令和三年十二月二十二日、令和四年一月十二日、令和四年一月十三日、令和四年一月十七日、令和四年一月二十日、令和四年二月十四日及び令和四年二月十六日

公 告

○個人情報保護条例（平成八年宮城県条例第二十七号。以下「条例」という。）第六十二条の規定により、令和二年度における条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和四年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 個人情報取扱事務の登録件数 1,434件
- 2 開示請求の件数及びその決定内容

(1) 件数及び決定内容

受付件数	決 定 内 容						その他	処理中
	開示	不開示	非開示	存否応答拒否	文書存在	その他		
371	106	221	2	0	24	18	0	

(注) 「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

(2) 実施機関別内訳

実施機関名	件数	決 定 内 容						その他
		開示	不開示	非開示	存否応答拒否	文書存在	その他	
知事	44	8	26	2	0	6	2	
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0	0	
教育委員会	27	5	7	0	0	4	11	
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	
人事委員会	4	4	0	0	0	0	0	
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	
警察本部	209	3	187	0	0	14	5	
労働委員会	1	0	1	0	0	0	0	
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	

地方独立行政機関	3	3	0	0	0	0	0
地方独立行政法人	0	0	0	0	0	0	0
公立大学法人	83	83	0	0	0	0	0
合 計	371	106	221	2	0	24	18

(注) 「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

3 開示請求の決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況

(1) 件数及び処理状況

元年度からの継続分	2年度の不服申立て	計	処 理 状 況				取下げ	審理中
			却下	棄却	一部認容	認容		
2	5	7	0	1	1	0	0	5

(2) 概要

1 宮城県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問されたもの

不服申立て年月日	件 名	処 理 状 況
令和元年11月6日	部活内調査関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する審査請求	一部認容
令和2年2月2日	措置入院関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和2年6月8日	審査申請関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する審査請求	棄 却
令和2年10月6日	顧問の記録関係文書に記載された個人情報の不存在決定に対する審査請求	審 理 中
令和2年10月6日	顧問の記録関係文書に記載された個人情報の不存在決定に対する審査請求	審 理 中
令和2年12月25日	職員調査関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する審査請求	審 理 中

令和2年12月25日	職員調査関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
------------	-----------------------------------	-------

- 審査会に諮問されなかったもの（取り下げられたものを除く。） 0件
- 4 □頭による開示請求の件数 40,293件
- 5 訂正請求の件数及びその決定内容 0件
- 6 訂正請求の決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況 0件
- 7 利用停止請求の件数及びその決定内容 0件
- 8 利用停止請求の決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況 0件
- 9 実施機関が取り扱う個人情報に関する苦情の申出の件数及びその処理状況 0件
- 10 事業者が取り扱う個人情報に関する苦情の相談の件数及びその処理状況 0件

○情報公開条例（平成十一年宮城県条例第十号。以下「条例」とする。）第三十七条の規定により、令和三年度における条例の施行の状況を次のとおり公表する。

令和四年三月十八日

宮城県知事 井 澤 崇

1 行政文書の開示請求及び開示決定等

(1) 件数及び決定内容

受付件数	決 定 内 容						その他	処理中
	開示	部分開示	非開示	存否応答拒否	文書不存在	その他		
1,204	559	329	9	21	73	213	0	

(注) 「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

(2) 実施機関別内訳

区 分	件 数	決 定 内 容						その他
		開示	部分開示	非開示	存否応答拒否	文書不存在	その他	
実施機関名	1,076	537	259	9	15	55	201	
知								

公営企業管理者	7	1	5	0	0	1	0
教育委員会	61	16	29	0	1	7	8
選挙管理委員会	5	2	1	0	0	2	0
人事委員会	2	0	0	0	1	0	1
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会	1	0	0	0	0	1	0
警察本部長	43	0	30	0	4	6	3
労働委員会	2	0	1	0	0	1	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政機関	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人	1	0	1	0	0	0	0
公立大学法人	1	0	1	0	0	0	0
宮城県住宅供給公社	0	0	0	0	0	0	0
宮城県道路公社	3	1	2	0	0	0	0
宮城県土地開発公社	2	2	0	0	0	0	0
合計	1,204	559	329	9	21	73	213

(注) 「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

2 不服申立て

(1) 件数及び処理状況

元年度からの継続分	2年度の不服申立て	計	処 理 状 況				取下げ	審理中
			却下	棄却	一認	部認		
6	14	20	1	2	2	1	0	14

(2) 概要

1 宮城県情報公開審査会 (以下「審査会」という。) に諮問されたもの

不服申立て年月日	件 名	処 理 状 況
平成31年2月25日	通知書関係文書に係る行政文書不存在決定に対する審査請求	棄 却
平成31年2月25日	優生手術関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和元年7月26日	調査業務者選定関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	一 部 認 容
令和元年7月26日	公共施設等運営権設定支援業務者選定関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	一 部 認 容
令和2年1月31日	長期特別研修関係文書に係る存否応答拒否決定に対する審査請求	棄 却
令和2年3月3日	DV相談記録関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和2年5月8日	建築工事関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	認 容
令和2年6月30日	労使紛争あっせん関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和2年8月26日	教員採用選考試験関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和2年11月24日	暴力行為件数等調査関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和2年11月26日	立入検査関係文書に係る存否応答拒否決定に対する審査請求	審 理 中
令和2年11月30日	コロナ検査機関関係文書に係る行政文書非開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和3年1月6日	保育園関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審 理 中

令和3年2月3日	保育園関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和3年2月3日	保育園関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和3年2月3日	林地開発許可関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和3年2月3日	林地開発許可関係文書に係る行政文書非開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和3年3月14日	優生手術関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和3年3月17日	東日本大震災報告書関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審 理 中

ロ 審査会に諮問されなかったもの（取り下げられたものを除く。） 1件

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和四年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 宮城県給与支給システム運用機器賃貸借業務

一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企画部デジタルみやぎ推進課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和四年三月十日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 落札金額 一〇八、三二八、五〇〇円（税抜）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和四年一月二十八日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和四年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 多賀城市笠神四丁目三十一番四十七の一部

地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市泉区紫山一丁目八十三番地の十一

國分 太貴

仙台市青葉区大町一丁目一番八号

株式会社メディカルコスモ

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和四年三月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

富谷市三ノ関坂ノ下百十番一の一部、百二十七

地域の名称

番二の一部、百二十七番三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

富谷市大清水一丁目九番地八

社会福祉法人 笑優会